

学校感染症の種類と出席停止期間の基準

学校保健安全法施行規則第 18 条

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る。） 中東呼吸器症候群（病原体が MERS コロナウイルスであるものに限る。） 特定鳥インフルエンザ 痘そう 南米出血熱 ペスト ラッサ熱 マールブルグ病 急性灰白髄炎 ジフテリア	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで (かさぶたになるまで)
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失後 2 日を経過するまで
第三種	結核および髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	（条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患）	
第三種	溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎（ノロウイルス等）など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など

※ 出席停止期間の数え方

「発症後〇日を経過するまで」という場合は、発症した日の翌日を第 1 日として算定します。